

国地契第 6 2 号  
国官技第 3 4 2 号  
国営計第 1 1 5 号  
平成 2 1 年 4 月 3 日

各地方整備局総務部長  
企画部長 殿  
営繕部長

国土交通省大臣官房地方課長  
技術調査課長  
官庁営繕部計画課長

「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」等の一部改正について

今般、「予算決算及び会計令第 85 条の基準の取扱いについて」の一部改正について（平成 21 年 4 月 3 日付け国官会第 2464 号）によって低入札価格調査基準の運用が改正されたことを受け、「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」（平成 18 年 12 月 8 日付け国地契第 72 号、国官技第 243 号、国営計第 117 号）及び「低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成 18 年 12 月 8 日付け国地契第 76 号、国官技第 245 号、国営計第 123 号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

#### 記

1. 「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」（平成 18 年 12 月 8 日付け国地契第 72 号、国官技第 243 号、国営計第 117 号）の一部を以下のとおり改める。
  - 5（4）②中「60 %」を「70 %」に改める。
2. 「低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成 18 年 12 月 8 日付け国地契第 76 号、国官技第 245 号、国営計第 123 号）の一部を以下のとおり改める。
  - 記 1（1）の表現場管理費の項中「60 %」を「70 %」に改める。

#### 附 則

この通知は、平成 21 年 4 月 3 日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

改 正 案	現 行
<p>1～4 （略）</p> <p>5. 施工体制評価項目の審査・評価方法</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 評価に当たっては、次の方式により行うものとする。</p> <p>① （略）</p> <p>② 調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者は、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、施工体制が確保されると認める場合にその程度に応じて施工体制評価点を加点することにより評価するものとする。さらに、地方整備局長等は、調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者のうち、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目毎の金額に、直接工事費については75%、共通仮設費については70%、現場管理費については70%、一般管理費等については30%をそれぞれ乗じ、さらに100分の105を乗じて得た金額を合計した価格をいう。）に満たない価格で申込みを行った者については、審査を特に重点的に行うこととし、施工体制が確保されると認める事情が具体的に確認できる場合に限り、施工体制評価点を加点するものとする。</p> <p>(5)～(7) （略）</p> <p>6・7 （略）</p>	<p>1～4 （略）</p> <p>5. 施工体制評価項目の審査・評価方法</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 評価に当たっては、次の方式により行うものとする。</p> <p>① （略）</p> <p>② 調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者は、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、施工体制が確保されると認める場合にその程度に応じて施工体制評価点を加点することにより評価するものとする。さらに、地方整備局長等は、調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者のうち、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目毎の金額に、直接工事費については75%、共通仮設費については70%、現場管理費については60%、一般管理費等については30%をそれぞれ乗じ、さらに100分の105を乗じて得た金額を合計した価格をいう。）に満たない価格で申込みを行った者については、審査を特に重点的に行うこととし、施工体制が確保されると認める事情が具体的に確認できる場合に限り、施工体制評価点を加点するものとする。</p> <p>(5)～(7) （略）</p> <p>6・7 （略）</p>

○「低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成18年12月8日付け国地契第76号、国官技第245号、国営計第123号）（新旧対照表）

改 正 案	現 行																
記	記																
<p>1 特別重点調査の実施対象</p> <p>(1) 特別重点調査は、予定価格が1億円以上の工事（港湾空港関係を除く。）において、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者のうち、その者の申込みに係る価格の積算内訳である次の表上欄に掲げる各費用の額のいずれかが、予定価格の積算内訳である同表上欄に掲げる各費用の額に同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額に満たないもの及びこれと同等と認めて別に定める者に対して行うものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>直接工事費</th> <th>共通仮設費</th> <th>現場管理費</th> <th>一般管理費等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">75%</td> <td style="text-align: center;">70%</td> <td style="text-align: center;"><u>70%</u></td> <td style="text-align: center;">30%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	75%	70%	<u>70%</u>	30%	<p>1 特別重点調査の実施対象</p> <p>(1) 特別重点調査は、予定価格が1億円以上の工事（港湾空港関係を除く。）において、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者のうち、その者の申込みに係る価格の積算内訳である次の表上欄に掲げる各費用の額のいずれかが、予定価格の積算内訳である同表上欄に掲げる各費用の額に同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額に満たないもの及びこれと同等と認めて別に定める者に対して行うものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>直接工事費</th> <th>共通仮設費</th> <th>現場管理費</th> <th>一般管理費等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">75%</td> <td style="text-align: center;">70%</td> <td style="text-align: center;"><u>60%</u></td> <td style="text-align: center;">30%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	75%	70%	<u>60%</u>	30%
直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等														
75%	70%	<u>70%</u>	30%														
直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等														
75%	70%	<u>60%</u>	30%														